

千葉市情報公開条例等（抜粋）

【千葉市情報公開条例（抜粋）】

（会議の公開）

第25条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）～（2）（略）

（3）法人その他の団体（本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) ~ (5) (略)

(6) 本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

【千葉市情報公開条例施行規則（抜粋）】

(会議の公開)

第12条 条例第25条ただし書に規定する会議を公開することが適当でない認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 法令又は他の条例の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。

(2) 条例第7条各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項を審議するとき。

(3) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるとき。

2 実施機関に置く附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）は、公開する会議を開催する場合は、あらかじめ、会議の開催を周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 附属機関等は、会議の終了後、速やかに、議事録を作成するとともに、その写し（不開示情報が記録されている部分を除く。）を閲覧に供するよう努めるものとする。

【千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱（抜粋）】

第 2 会議を非公開とする場合

1 会議の全部又は一部を非公開とする場合

附属機関等は、開催しようとする会議の全部又は一部が千葉市情報公開条例施行規則（平成 12 年千葉市規則 95 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とする。なお、規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるときは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (2) 委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (3) その他公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されることが客観的に明らかであるとき。

2 会議の全部又は一部を非公開とする決定

(1) 決定方法

附属機関等は、前記 1 の場合、当該会議の全部又は一部を非公開とする旨を、次のいずれかにより決定するものとする。

- ア 会議における議決
- イ 委員全員による個別の承認
- ウ あらかじめ指名された委員等による承認
- エ その他附属機関等が定める方法

(2) 会議の一部を非公開とする決定を行う時期

前記(1)の規定による決定は、会議を緊急に開催する必要が生じた場合を除き、当該会議の開催日の 1 週間前までに行うものとする。

使用せず

※ なお、条例第 7 条各号には、次のようなことをいいます。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ①条例第 7 条第 1 号：法令秘情報 | ④条例第 7 条第 4 号：公共安全維持情報 |
| ②条例第 7 条第 2 号：個人情報 | ⑤条例第 7 条第 5 号：審議・検討・協議情報 |
| ③条例第 7 条第 3 号：法人等情報 | ⑥条例第 7 条第 6 号：事務事業執行情報 |